

練馬区キャッチバレーボール協会規約細則

2018年5月20日

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、練馬区キャッチバレーボール協会規約（以下「規約」という。）第39条に基づき、規約を実施するため必要な規定を定める。

第2章 ブロック規定

(ブロックの目的)

第2条 ブロックは、協会の目的を達成するため、ブロック内のキャッチバレーボールの普及、技術の向上及び所属団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(ブロックの設置)

第3条 規約第6条に基づき、次のブロックを置く。

- (1) 桜台ブロック
- (2) 開進ブロック
- (3) 光が丘ブロック
- (4) 石神井ブロック
- (5) 大泉ブロック

(ブロック長)

第4条 ブロックには、ブロック長1名を置くものとする。

2 ブロック長は、総会に参加し、助言を行う。

(ブロックの事業)

第5条 ブロックは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協会理事候補の選出並びに協会が行う各種専門委員会への理事委員以外の委員の選出
- (2) 競技運営に必要な主審、副審、ラインズマン及び記録員の育成、技術の向上
- (3) ブロック内の親睦を図るための施策の推進
- (4) その他、協会の目的を達成するため必要な事項

第3章 理事選任規定

(理事候補)

第6条 ブロックから選出される理事候補は、協会に登録している団体から各1名とする。

(理事の欠員)

第7条 ブロックから選出された理事が、任期期間中に理事の職務を行えなくなった場合は、速やかに補充の理事候補をブロックから選出し会長に通知する。

第4章 専門委員会規定

(専門委員会の設置)

第8条 規約第28条に基づき、次の各号の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判規則委員会
- (4) 指導普及委員会

(委員会の構成)

第9条 前条の委員会には、次の各号の委員で構成する。

- (1) 委員長 1名(副理事長が兼ねる)
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名

2 次に該当した場合は、委員長が委員を解任することができる。

委員としての任務を1年以上放棄したとき及び委員会の秩序を乱したとき。

3 次に該当した場合は、会長が委員長を解任することができる。

委員長としての任務を1年以上放棄したとき及び委員会の秩序を乱したとき。

(審議等)

第10条 委員会は、委員長が招集し、委員長又は担当副委員長が議長となる。

2 委員会で審議される事項は、各委員会の専門事項を処理し、必要により理事会の承認を得るものとする。

3 委員会の審議事項は、委員の合意により決定する。

4 委員会は、必要に応じ合同委員会を開催する事ができる。

(委員会の職務)

第11条 委員会は、次の各号に示す職務を行う。

(1) 総務委員会

ア 協会の円滑な運営を推進するため、庶務的事項の処理及び会員の親睦と交流のために行う事業に関する事。

イ 各参加団体、会員及び協会の活動状況等の広報活動に関する事。

ウ 協会の収入及び支出の管理に関する事。

(2) 競技委員会

ア 小学生の部の各種競技会の主催、主管等、各種事業の企画及び実施に関する事。

イ 一般の部の各種競技会の主催、主管等、各種事業の企画及び実施に関する事。

(3) 審判規則委員会

ア 審判技能の養成、技能の向上及び競技会における競技の円滑な運営に関する事。

イ 競技規則の制定、改正及び研究に関する事。

(4) 指導普及委員会

ア 指導者及び選手の育成に関する事。

イ 普及活動に関すること。

ウ 生涯スポーツとして、広く市民の参加を推進する啓蒙、啓発を図る競技会の主催、主管等、各種事業の企画および実施に関すること。

第5章 加盟団体規定

(加盟)

第12条 本協会に団体が加盟するには、別紙第1に示す加盟申請書を協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本協会に個人が加盟するには、別紙第1に示す加盟申請書を協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 加盟後、前各項の申請書に変更があった場合には、別紙第2の様式により、遅滞なく協会に提出しなければならない。

(休部)

第13条 選手数が不足する等の理由で休部せざるを得ない場合は、別紙第3の様式により、休部届を提出しなければならない。

2 休部の期間は、連続して最長5年間とする。

3 加盟団体の休部届を提出して5年間休部したときは、脱会届の提出の有無にかかわらず、脱会したものとみなす。

4 休部中のチームが復部する場合は、別紙第3の様式により復部申請を行い、会長の承認を得なければならない。

(加盟金)

第14条 新規に加盟する団体及び個人は、加盟時、次の金額を納入する。

(1) 団体 5,000円

(2) 個人 加盟金免除

2 加盟金は、いかなる事由があっても返納しない。

(年会費)

第15条 加盟団体は、登録したチーム数に応じて、次の年会費を納入する。

登録チーム1チームにつき 6,000円

2 個人加盟は、1人1,000円を納入する。

3 当該年度内において、中途加盟又は休部から復帰する場合は、当該年度に会員である期間が6か月以上である場合は、年会費の全額を、6か月未満の場合は、年会費の半額を納入する。

4 年会費は、いかなる事由があっても返納しない。

(資格の喪失)

第16条 加盟団体及び個人は、次の各号の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき又は会員である団体が解散したとき。

(2) 死亡もしくは、失踪宣言を受けたとき。

(3) 除名されたとき

(脱会)

第17条 加盟団体及び個人が、退会しようとするときは、別紙第4に示す脱会届を提出しなければならない。

(除名)

第18条 加盟団体及び個人が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

(1) 協会の名誉を傷付け、又は協会の目的に違反したとき。

(2) 協会の会員として、義務に違反したとき。

(3) 会費を1年以上滞納したとき。

(競技の種別)

第19条 競技の種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 小学生の部

ア 1部 小学6年生以下の選手で構成したチームの部

イ 2部 小学5年生以下の選手で構成したチームの部

ウ 3部 小学4年生以下の選手で構成したチームの部

(2) 一般の部

ア 女子の部 25歳以上の女性で構成したチームの部

イ 男子の部 中学生以上の男性で構成したチームの部

ウ 女子ヤングの部 中学生以上の女性で構成したチームの部

(選手登録)

第20条 本協会に加盟した団体の登録チームは、毎年度選手登録を行わなければならない。

有効に登録された選手は、協会が主催、主管する競技会に競技者登録することができる。

2 選手登録は、次の各号の要領で行う。

(1) 加盟団体のチームは、前条の区分により、毎年4月20日までに、小学生の部は別紙第6の様式により、一般の部は別紙第7の様式により選手登録を行う。

なお、4月20日を過ぎて選手登録をした場合は、協会が受付けた日から選手登録を有効とする。

(2) 選手登録は、複数のチームへの二重登録はできない。

(3) 選手登録の有効期限は、協会が登録を受付けた日から、登録を行った当該年度終了までとする。

3 選手の追加登録及び登録抹消は、次の各号の要領で行う。

(1) 選手の追加登録、登録抹消及び登録内容の変更は、小学生の部は別紙第6の様式により、一般の部は別紙第7の様式により申請を行う。

(2) 協会が主催、主管する競技会の開催期間は、競技会の開会式から閉会式までを指す。競技期間は、部別の第1試合開始から閉会式までとする。

(3) 協会が主催、主管する競技会の開催期間中は、選手の追加登録はできない。

(4) 選手登録を抹消した選手は、登録を抹消した日から次年度選手登録までの間は、全てのチームに再登録することはできない。

ただし、当事者又は登録団体の代表者からの申し出により、常任理事会において特別の事情があると認められた場合は、その日から再登録できる。

(競技者登録)

第21条 有効に登録された選手は、協会が主催、主管する競技会に競技者登録をすることができる。

2 競技者登録は、次の各号の要領で行う。

(1) 前条により登録された選手のうち、小学生の部は別紙第8の様式により、一般の部は別紙第9の様式により、競技者登録を行うことができる。

(2) 有効に登録された競技者は、当該競技会に競技者として参加することができる。

3 競技者の追加及び登録変更は、次の各号の要領で行う。

(1) 競技者登録後の競技者の変更は、別紙第10の様式により行う。

(2) 競技者の追加及び登録変更は、当該競技会の第1試合開始前までは行えるものとし、競技期間中(当該競技会の第1試合開始後から閉会式終了まで)は行えないものとする。

(3) 競技者登録後(競技者の追加及び登録変更を含む。)に、その競技者登録間(複数チームの競技者登録を行った場合のそのチーム間、小学生競技会の一部と二部間、女子の部と女子ヤングの部間)の選手の登録変更及び二重登録は行えないものとする。

(規約細則の改正)

第22条 規約細則の改正は、規約第43条第2項の規定により、理事会参加者の過半数の議決により改正を行う。

附 則

1 この規約細則は、平成23年4月10日に制定し、平成23年4月1日から施行する。

2 この規約細則は、平成30年5月20日に改正し、平成30年4月1日から施行する。